

# ～道を広げて住みよい町に～

快適で安全なまちのためにできること

『津島市狭あい道路の整備の促進に関する条例』が

令和6年7月より施行されます。

令和6年元旦に能登半島地震が発生し、この地方でも南海トラフ巨大地震の発生が危惧されている中、更なる災害時の避難経路を確保することや防災上の観点から密集市街地での消火活動を円滑に行えるようにすることが急務であります。

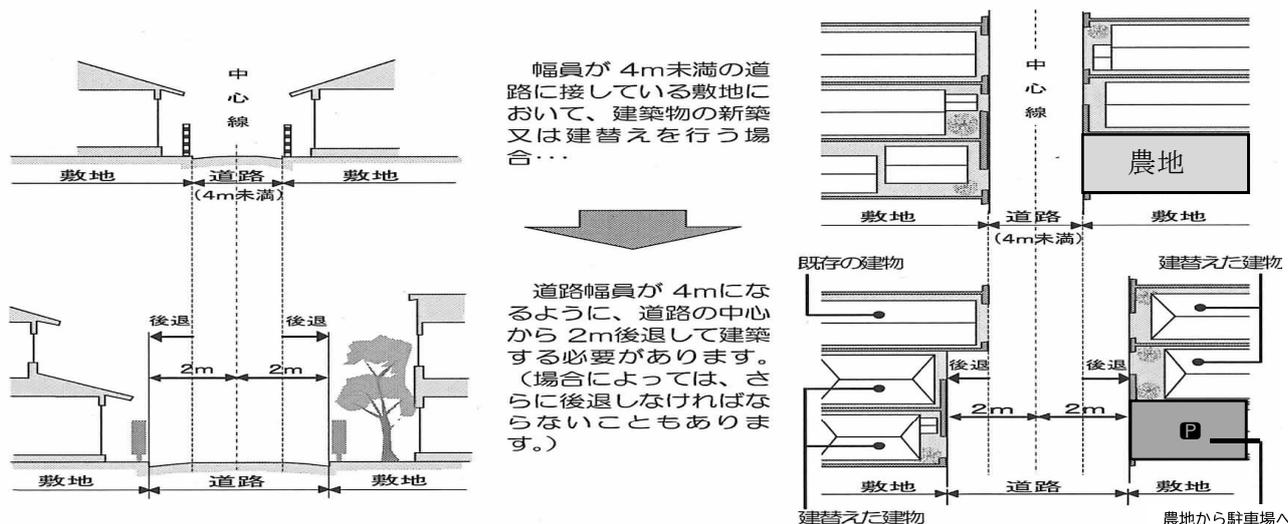
市では、皆様が安全で安心して暮らしていただけるように、『津島市狭あい道路の整備の促進に関する条例』を制定いたしました。

※狭あい道路とは、道路幅員が4m未満の狭い道路です。

## 《条例の概要》

- ・狭あい道路の後退用地に接する敷地において、建築確認申請前や土地の形態を変更する場合は協議が義務化されます。
- ・後退用地に支障物件(塀、生け垣、フェンス、樹木など)を設置することが禁止されます。
- ・後退用地の土地の境界を確認するための測量及び分筆の登記に要する費用を最大で25万円、後退支障物件の除却等に要する費用を最大25万円助成します。
- ・皆様から後退用地を寄附若しくは無償で貸与された場合に市で整備を行います。

## 《狭あい道路整備の考え方》



⇒建て替え等により道路に面したすべての敷地が後退したとき、幅4メートルの道路が完成します。

申請・お問い合わせ 津島市建設産業部都市計画課 (市役所4階)

☎ 0567-55-9627 (月～金8時30分～17時15分)

✉ toshikeikaku@city.tsushima.lg.jp